

## 山口県報

令和5年  
4月4日  
(火曜日)

## 目 次

○告示	二
岩国駅前南地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出(住宅課)	一
山口県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の設置(住宅課)	一
山口県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所における閲覧規則(住宅課)	一
山口県小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所の設置(住宅課)	二
山口県小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所における閲覧規則(住宅課)	二
○公告	三
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区大島坂川換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	二
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区宿井(時貞)換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	三

## 山口県告示第百三十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、岩国駅前南地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

令和五年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏 名 住 所

森橋 新祐 東京都品川区西五反田五丁目二番三一九〇四号

## 山口県告示第百三十一号

不動産特定共同事業法施行規則(平成七年大蔵省・建設省令第二号)第十九条第二項の規定に基づき、山口県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所を次の場所に設けた。

令和五年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部住宅課内

## 山口県告示第百三十二号

不動産特定共同事業法施行規則(平成七年大蔵省・建設省令第二号)第十九条第三項の規定に基づき、山口県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所における閲覧規則を次のように定めた。

令和五年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

(趣旨) 山口県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則

第一条 この規則は、山口県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所(以下「閲覧所」という。)における不動産特定共同事業者名簿その他の書類(以下「名簿等」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧時間)

第二条 閲覧所における名簿等の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第十六号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

(臨時の休日等)

第四条 知事は、名簿等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続等)

第五条 名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入し、所定の場所で閲覧しなければならない。

- 2 名簿等は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。
- 3 名簿等の閲覧は、無料とする。

(閲覧の停止又は禁止)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、名簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 名簿等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

附則

この規則は、令和五年四月四日から施行する。

### 山口県告示第百三十三号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第六十九条第三項の規定に基づき、山口県小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所を次の場所に設けた。

令和五年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部住宅課内

### 山口県告示第百三十四号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第六十九条第四項の規定に基づき、山口県小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所における閲覧規則を次のように定めた。

令和五年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）における小規模不動産特定共同事業者登録簿その他の書類（以下「登

録簿等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧時間)

第二条 閲覧所における登録簿等の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第十六号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

(臨時の休日等)

第四条 知事は、登録簿等の整理その他必要があるときは、臨時に休日を設定し、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続等)

第五条 登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入し、所定の場所で閲覧しなければならぬ。

2 登録簿等は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

3 登録簿等の閲覧は、無料とする。

(閲覧の停止又は禁止)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

附則

この規則は、令和五年四月四日から施行する。



(六二) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大畠坂川換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区大畠坂川換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦

覧に供します。

令和五年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大島坂川換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年四月五日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六三) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（時貞）換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区宿井（時貞）換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（時貞）換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年四月五日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

令和五年四月四日印刷

発行人所

山口県知事庁